

子発 0329 第 8 号

平成 31 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」の一部改正について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、今般、別添のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」の一部改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。